



## 令和5年度普通交付税等（市町分）の額の決定について

令和5年度に交付される普通交付税等の額が、7月28日総務省において決定されました。

### 交付決定額等の状況

≪普通交付税額+臨時財政対策債≫

対前年度で、34億9,143万9千円の減額 (▲3.7%) (全国市町村分▲2.1%)

<普通交付税額のみでは7億8,848万1千円の増額 (+0.9%) (全国市町村分+2.3%) >

(単位：千円、%)

区分	令和5年度(A)	令和4年度(B)	増減(A)-(B)	伸率	全国伸率
普通交付税額	88,126,830	87,338,349	788,481	0.9	2.3
臨時財政対策債	4,022,243	8,302,163	▲ 4,279,920	▲ 51.6	▲ 43.9
合計	92,149,073	95,640,512	▲ 3,491,439	▲ 3.7	▲ 2.1
地方特例交付金	1,666,012	1,746,775	▲ 80,763	▲ 4.6	▲ 5.9

- 注 1 数値は県内市町の合計です。  
 2 令和4年度の普通交付税額は、当初算定の額です。  
 3 臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行することができるもので、基準財政需要額から振り替えられて算定され、その算定額は発行可能額を示しています。  
 なお、これにかかる元利償還金は、翌年度以降、基準財政需要額に全額算入されます。  
 4 地方特例交付金は、所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施による減収を補填するために交付されるものです。  
 5 普通交付税額および臨時財政対策債の数値及び伸率は、各年度の不交付団体を除いた交付団体の市町村分の集計です。

## 交付決定額等のポイント

- (1) 基準財政需要額（臨時財政対策債振替前）が増加した一方で、基準財政収入額の増加が基準財政需要額の増加を上回ったため、普通交付税額＋臨時財政対策債の総額が2年連続で減少した。

### ≪基準財政需要額≫（臨時財政対策債振替前）

対前年度で、42億445万7千円の増額（+1.4%）

#### 【主な増要因】

- ・包括算定経費（人口）の増（地方公共団体の施設の光熱費高騰への対応による増等）  
13億129万5千円の増額（+5.2%）
- ・社会福祉費の増（障害者自立支援給付費負担金の増等）  
9億9,560万1千円の増額（+2.2%）
- ・高齢者保健福祉費（65歳以上）の増（介護給付費負担金の増等）  
8億881万円の増額（+3.1%）
- ・高齢者保健福祉費（75歳以上）の増（後期高齢者医療給付費負担金の増等）  
7億2,368万4千円の増額（+4.9%）
- ・地域デジタル社会推進費の増（マイナンバーカード利活用特別分の増等）  
5億8,954万6千円の増額（+51.1%）

#### 【主な減要因】

- ・その他教育費（幼稚園等の小学校就学前子どもの数）の減（子どもの数の減等）  
4億8,585万円の減額（▲8.0%）
- ・下水道費の減（地方債の元利償還金の減等）  
1億8,213万7千円の減額（▲1.2%）

### ≪基準財政収入額≫

対前年度で、77億6,360万円1千円の増額（+3.9%）

#### 【主な増要因】

- ・地方消費税交付金の増（景気回復や物価上昇に伴う増等）  
29億7,438万8千円の増額（+10.8%）
- ・市町村民税（法人税割）の増（調定実績の回復傾向に伴う増等）  
21億8,971万5千円の増額（+29.1%）
- ・市町村民税（所得割）の増（単位税額の上昇に伴う増等）  
14億7,221万2千円の増額（+2.4%）

#### 【主な減要因】

- ・株式等譲渡所得割交付金の減（株取引の減少に伴う減等）  
2億9,023万4千円の減額（▲27.7%）

(単位：千円、%)

区 分		令和5年度(A)	令和4年度(B)	増減(A)-(B)	伸率
基準財政需要額	個別算定経費(a) ((b)、(c)、(d)、(e)、(f)、(g) 除く)	225,241,187	222,781,349	2,459,838	1.1
	地域の元気創造事業費(b)	3,668,079	3,659,102	8,977	0.2
	人口減少等特別対策事業費(c)	4,345,139	4,317,346	27,793	0.6
	地域社会再生事業費(d)	2,422,229	2,454,621	▲ 32,392	▲ 1.3
	地域デジタル社会推進費(e)	1,742,566	1,153,020	589,546	51.1
	公債費(f)	34,187,356	34,323,576	▲ 136,220	▲ 0.4
	包括算定経費(g)	29,672,095	28,385,180	1,286,915	4.5
	基準財政需要額(振替前)(h) =(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)	301,278,651	297,074,194	4,204,457	1.4
	臨時財政対策債 振替相当額(i)	4,022,243	8,302,163	▲ 4,279,920	▲ 51.6
	錯誤措置額(j)	▲ 24,136	▲ 132,394	108,258	
基準財政需要額(振替後)(k) =(h)-(i)+(j)	297,232,272 (301,254,515)	288,639,637 (296,941,800)	8,592,635 (4,312,715)	3.0 (1.5)	
基準財政収入額(l)	208,961,110	201,197,509	7,763,601	3.9	
錯誤による増減額(m)	10,318	▲ 15,401	25,719		
基準財政収入額(錯誤含む)(n) =(l)-(m)	208,971,428	201,182,108	7,789,320	3.9	
交付基準額(k)-(n)	88,260,844	87,457,529	803,315	0.9	
普通交付税額	88,126,830	87,338,349	788,481	0.9	
調整額	134,014	236,187	▲ 102,173	-	

※令和5年度の財源不足団体について、対前年度との増減、伸び率を算出しています。

※( )は臨時財政対策債を含んだ額です。

※調整額とは、地方財政計画における交付税総額に普通交付税額を合わせ付けるために設定されるものです。

(2) 市町別の状況（詳細は別紙のとおり）

① 不交付団体

- ・ 不交付団体はなし（昨年度は1団体（竜王町）が該当）

② 交付団体

- ・ 県内すべての団体が交付団体（令和3年度以来2年ぶり）  
竜王町：令和3年度以来2年ぶりに交付  
※市町村民税（法人税割）の減収等のため
- ・ 県内12団体において普通交付税額+臨時財政対策債が減少

★普通交付税額+臨時財政対策債の増減率の高い3団体

増加率の高い3団体		減少率の高い3団体	
①豊郷町（+ 3.1%）	+39 百万円	①野洲市（▲ 30.2%）	▲804 百万円
②日野町（+ 2.8%）	+51 百万円	②草津市（▲ 17.1%）	▲402 百万円
③甲良町（+ 2.8%）	+40 百万円	③守山市（▲ 14.3%）	▲475 百万円

(3) 地方公共団体の施設の光熱費高騰に対応した算定

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、地方財政計画において増額された700億円については、道府県分・市町村分の包括算定経費においてそれぞれ一括して算定。

(4) 地域デジタル社会推進費に対応した算定

- 地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するための取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」の増額分（500億円）について、マイナンバーカードの保有枚数率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を普通交付税の算定に反映。